



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## Press Release

報道関係者 各位

令和4年9月1日  
宮城労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 小熊 隆造  
地方賃金指導官 小嶋 秀樹  
電話 022 (299) 8841

### 宮城県最低賃金の改定が決定しました ～令和4年10月1日から時間額は883円に～

本日、宮城県最低賃金の改定について官報に公示されました。これにより、令和4年10月1日から宮城県最低賃金が時間額883円に改定されることが決定しました。

宮城県内で事業を行う経営者の皆様に対して、令和4年10月1日以降の従業員の皆様の賃金額が最低賃金額を下回っていないか、事前の確認を行うよう周知いただきますよう、お願いいたします。

また、労働局では、中小企業・小規模事業者の皆様が、賃金を引き上げる際に利用できる助成金をご用意しておりますので、こちらにつきましても、経営者の皆様に対して周知いただきますよう、御協力よろしくお願いいたします。

#### 《添付資料》

- 1 宮城県最低賃金《改定のお知らせ》
- 2 宮城県最低賃金の推移（表・グラフ）
- 3 業務改善助成金の要件緩和・拡充について

# 宮城県最低賃金

## 《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **883** 円

**令和4年10月1日から！**  
（9月30日までは時間額853円）

最低賃金の計算には、(1) **精皆勤手当**、(2) **通勤手当**、(3) **家族手当**、(4) **賞与等**、(5) **時間外・休日・深夜手当**は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 TEL 022-299-8841

仙台 労働基準監督署 TEL 022-299-9075

石巻 労働基準監督署 TEL 0225-22-3365

古川 労働基準監督署 TEL 0229-22-2112

大河原 労働基準監督署 TEL 0224-53-2154

瀬峰 労働基準監督署 TEL 0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

## 支払われる賃金※と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

### 最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合

時間給  $\geq$  最低賃金額(時間額)

- (2) 日給制の場合

日給  $\div$  1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額(時間額)

- (3) 月給制の場合

月給  $\div$  1箇月平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額(時間額)

- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

#### 【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額883円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給153,500円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

$$\frac{\text{月給 } 153,500 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日}} \div 885.57 \text{ 円} \geq 883 \text{ 円}$$

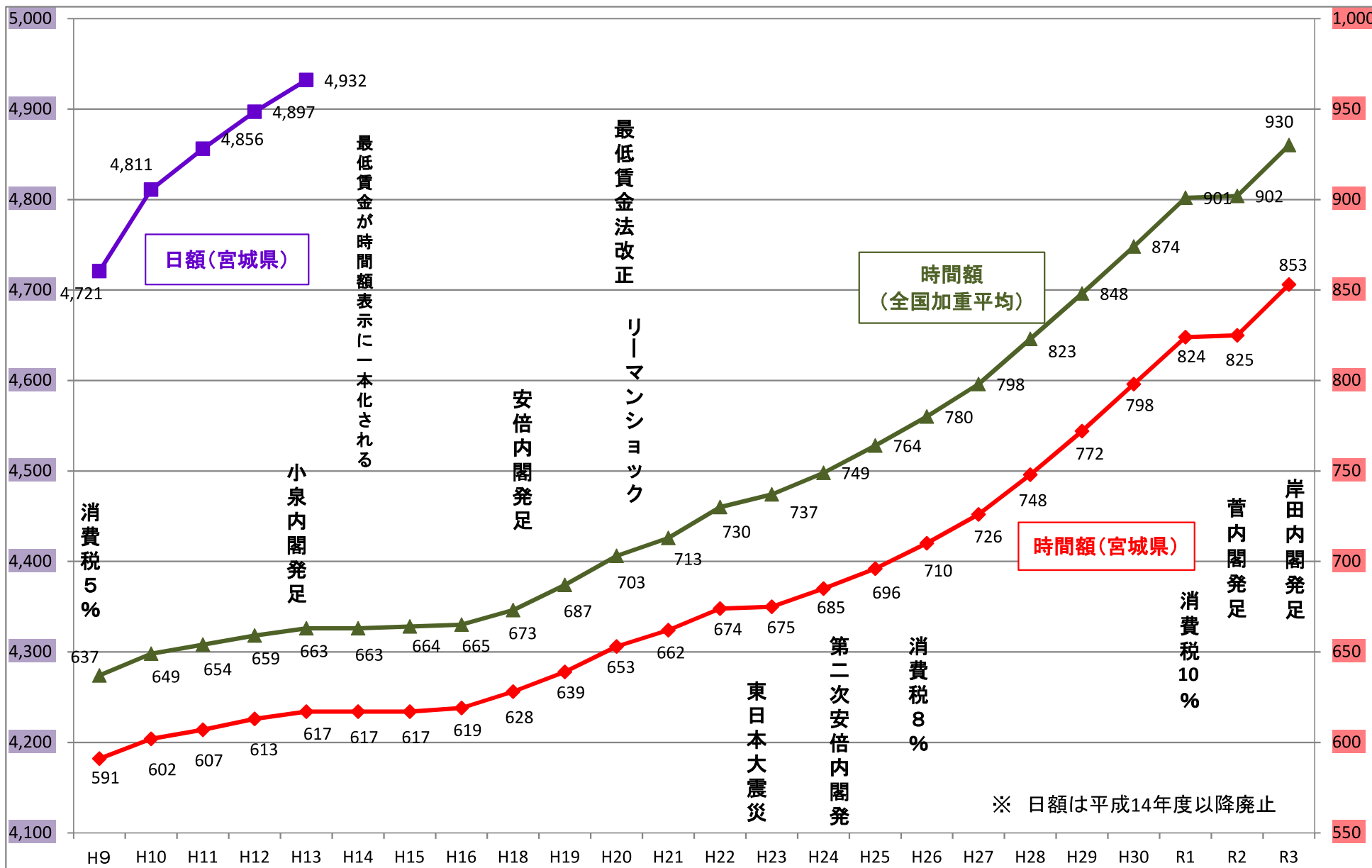
この場合は最低賃金額以上となっています。

## 宮城県最低賃金の推移

年度	日額(円)	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
H10	4,811	602	11	1.91	10月1日
H11	4,856	607	5	0.94	10月1日
H12	4,897	613	6	0.84	10月1日
H13	4,932	617	4	0.71	10月1日
H14	日額廃止	617	0	—	10月2日
H15		617	0	—	
H16		619	2	0.32	10月1日
H17		623	4	0.65	10月1日
H18		628	5	0.80	10月1日
H19		639	11	1.75	10月20日
H20		653	14	2.19	10月24日
H21		662	9	1.38	10月24日
H22		674	12	1.81	10月24日
H23		675	1	0.15	10月29日
H24		685	10	1.48	10月19日
H25		696	11	1.61	10月31日
H26		710	14	2.01	10月16日
H27		726	16	2.25	10月3日
H28		748	22	3.03	10月5日
H29		772	24	3.21	10月1日
H30		798	26	3.37	10月1日
R1		824	26	3.26	10月1日
R2		825	1	0.12	10月1日
R3		853	28	3.39	10月1日
R4		883	30	3.52	10月1日

# 《宮城県最低賃金の推移》

単位：円

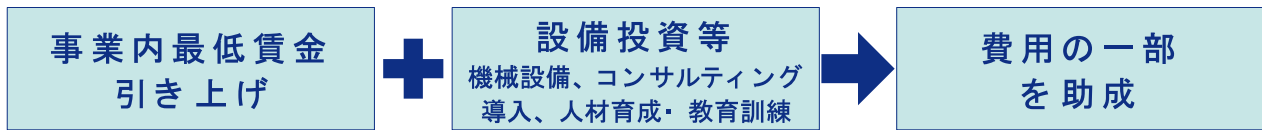


※ 日額は平成14年度以降廃止

# 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご利用ください。

## 拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます  
 新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 <small>※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）</small>
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売り上げ減少幅：「30%」→「15%」</li> <li>・ 売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「3年前まで」</li> </ul>
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」

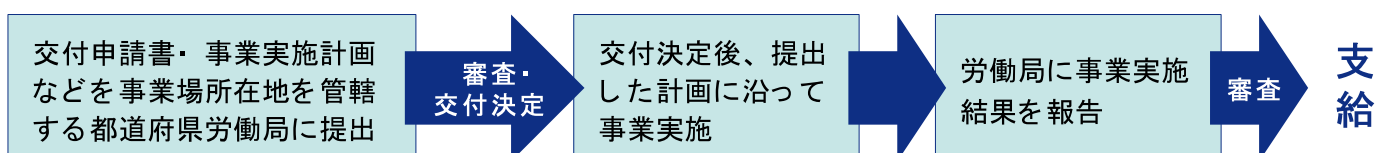
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	9/10

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

## 助成金支給までの流れ



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

## 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、令和5（2023）年3月31日です。

## 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫  
店舗検索ページ

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

# 業務改善助成金（特例コース）のご案内

## 対象期間延長とともに

### 「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご利用ください。

## 拡充のポイント

### 1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

### 2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により <b>利益率*</b> が前年同月に比べ <b>5%ポイント以上低下した事業者</b> 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から[令和3年12月まで] 見直し後：令和3年4月から[令和4年12月まで] ※比較対象期間を2年前まで→3年前までに変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 <b>事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】</b> に引き上げます。

## 対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
    - 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
    - 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
  - ② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること  
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

## 支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。



# 特例コースの概要

## 助成額・助成率

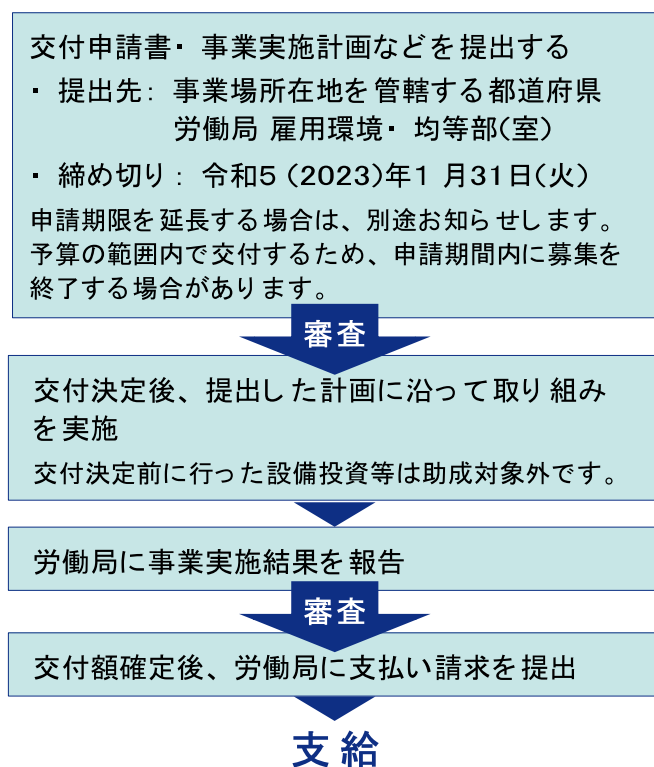
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満: 4 / 5 920円以上: 3 / 4

## 助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1: PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象(自動車は乗車定員11人以上から拡充)
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2: 「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

## 助成金支給までの流れ



## 助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人~3人	50万円
4人~6人	70万円
7人以上	100万円

### [参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署:  
各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号: 0120-366-440(受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金 検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です